

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第102号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「, 収入証紙」を削り, 同条中第15号を第16号とし, 第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ, 第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 京都市収入証紙条例を廃止する条例附則第2項の規定により返還された収入証紙に係る現金の還付に関すること。

附 則

この規則は, 平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)